

本利用規約は、Net293 株式会社（以下「当社」といいます）の提供する Telink（テリンク）国際電話サービスを利用される方（以下「利用者」といいます）に適用します。当社のサービス利用を目的とする契約の内容及その申し込み方法等については、この利用規約で定めています。契約の申し込みをする前に必ずこの内容を確認し理解の上、国際電話サービスをごご利用ください。本規約の効力は、本規約附則で 定めた日から生じるものとします。

## 第一章 国際電話サービス利用規約の目的

### 第 1 条（国際電話サービス利用規約の目的）

この電話サービス利用規約（以下、「本規約」といいます。）、Net293 株式会社（以下、「当社」といいます）が、特定の住所又は住所を有する一般消費者であつて本契約の内容を理解した申込者（以下、「お客様」といいます）に対して、当社の提供する国際電話サービスの利用を目的とする契約（以下、「本契約」といいます）の内容及びその申し込み方法等について定めます。

### 第 2 条（申し込み）

サービスを受けようとするときは、パンフレットなどに記載された当規約の内容を理解した上で、所定様式の申込書すべての項目を漏れなく記入し、捺印のうえ、これを当社または当社のビジネスパートナー（契約にもとづいて本契約の媒介を委託している当社の代理店）に提出してください。弊社事務の申込審査及び外部委託機関による審査を行い、登録完了証の発行をもちまして手続きの完了とさせていただきます。つきましては、お申込みを頂いた日もご利用いただけません場合がございます。

### 第 3 条（本契約の成立要件）

本契約は、次の各号に掲げる全ての事由を要件として成立するものとします。  
1. 前第 2 条において定める申込書が当社に到達すること。  
2. 当社がお客さまに対して承諾の意思表示（登録完了証の送付）を行うこと。（但し、お申し込み時、当社が定める与価により契約ができない場合がございます。）

### 第 4 条（本契約の成立時期）

1. 本契約は、当社の発信した承諾の登録完了証通知がお客さまに到達した時点で成立するものとします。  
2. 前項の承諾の通知は、電子メールまたは郵便を用いて行います。

### 第 5 条（承諾を行わない場合）

- 当社は、次の各号に掲げるいずれかの事由があるときは、本契約の申し込みに対して承諾を行わないことがあります。
  - お客様が、過去に当規約違反等による解除あり、契約者としての資格を失ったことがある場合。
  - 申込書に誤記または記入漏れがあった場合。
  - お客様が当規約に違反する高度の悪意性があると判断した場合。
  - お客様が当社に対しては負担する何らかの債務の履行に遅延が生じている場合または過去に未払いの債務が生じたことがある場合。
  - お客様が本契約の申し込みにおいて当社に対し虚偽の申告をした場合。
  - お客様がクレジットカードによる料金の支払を希望する場合であつて、クレジットカード会社の承認が得られない場合。
  - お申込み名義人とクレジットカード契約者名義に相違がある場合。
  - 申込において、登録番号電話番号がご本人名義でない場合。
  - お客様が申し込みの際に未成年者、成年被後見人、被後見人または被補助人であつて、自らの行為に於いて確定的に同意権を締結する行為能力を欠き、法定代理人またはその他の同意権者の同意または追認がない場合。
  - お客様が反社会的な団体である場合またはお客様が反社会的な団体に所属する場合。
  - 前各号において定める場合のほか、当社が業務を行う上で重大な支障がある場合または重大な支障が生じる恐れがある場合。
  - その他、当社が、お客さまを契約者とすることを不適当とする場合
- 前項の場合には、当社は承諾を行わない旨をお客さまに通知します。

## 第二章 サービス

第 6 条（国際電話サービスの定義、期間、契約申入れ）  
この本契約においては、当社がお客様に対して本契約にもとづいて国際電話サービスを利用できる状態を提供することを、「国際電話サービス」(以下、「ITS」と略す)といひます。

- サービス期間
  - サービス開始日は、利用者への専用電話番号の連絡日とします。
  - 契約期間は 1 ヶ月間単位とします。
  - 1 ヶ月間とは、各月の 26 日から翌月の 25 日の間とします。
  - 1 ヶ月（以下「単月」といふ）のみの利用においても、申込時から利用開始月の第 1 日目における解除の告知により 1 ヶ月の経過をもって ITS を終了させざる意思表示をしない限り 1 ヶ月間継続されます。
- 解約申入れによる契約終了と自動更新  
当社は契約者のいずれかが相手方に対し、期間満了日の 1 ヶ月前までに、書面または申込み時のメールアドレスを通じた解除の告知により本契約を終了させることができます。この権利を行使しない限り本契約は 1 ヶ月間の条件で更新されます。それ以降も同様とします。期間満了日以前に契約の解除の告知をする場合、期間満了日から 1 ヶ月の経過を以つて契約は終了します。

### 第 7 条（国外における利用制限における免責条項）

- 国外における法令ならびに電気通信事業者の定める約款等により、ITS の利用が制限される場合がありますが、当社は一切その責任を負いません。
- 外国の回線環境により、ITS の使用が制限される場合がありますが、当社は一切その責任を負いません。

### 第 8 条（サポート）

1. 当社は、ITS に関するお客さまからの問い合わせについて、当社が別に定めるとどきに従い、これに回答するサービス（以下「サポート」といふ）を提供します。サポートの業務は、当社が別に定める時間内に限り、これを行います。

### 第 9 条（国内における特別番号等の制限）

お客様は、ITS を利用するにあたり、ITS を経由しての 110、119、などの緊急電話に代表される 3 桁番号のサービスを利用できないことを同意するものとします。ITS を利用しない場合、通話には影響しません。

### 第 10 条（通信障害における免責）

- お客様が利用している付近の通信ネットワークの状況などによって、ITS を利用した電話の音質の一時的低下等の原因でお客様が ITS を適切に利用することができなくなった場合であっても、当社は、これによりお客様に生じた損害について、一切の責任を負いません。
- 当社が ITS をお客様に提供するために利用する電気通信事業者またはその他の事業者の設備において、当社によらな故障等が生じたことにより、お客様が ITS を適切に利用することができなくなった場合であっても、当社は、これによりお客様に生じた損害について、一切の責任を負いません。この状況が発生した場合、当社は提携事業者に対して速やかに対処するよう催促します。
- ITS は、その通話のセキュリティを完全に保証するものではありません。

### 第 11 条（パスワード等の管理）

- お客様は、当社がお客さまにユーザー ID およびパスワード（以下、「パスワード」といふ）を発行した場合、厳重且つ適切に管理し、これら他に漏れないように十分な注意をしなければなりません。
- 当社は、当社が運用している各種のサーバー（本サービスのサーバーを含む。以下、「当社のサーバー」といふ）にアクセスしようとする者に別して、ユーザー ID およびパスワードの入力を求めることによつて、その者のアクセスの権限の有無を確かめるシステム（以下、「パスワード照合システム」といふ）を利用している場合には、正しいユーザー ID を構成する文字列と入力されたユーザー ID を構成する文字列および正しいパスワードを構成する文字列と入力されたパスワードを構成する文字列がそれぞれ一致するときは、その者にアクセスの権限があるユーザーとして取り扱います。

### 第 12 条（第三者への免責）

お客様は、ITS の利用に際して第三者との間において生じた各営業毀損、プライバシー

### — Telink 利用規約 —

の侵害、情報の漏洩およびその他 紛争について、お客様自身の責任と誠実にこれを解決しなければなりません。

### 第 13 条（権利譲渡の禁止）

本契約の規約とは異なる別段の合意がある場合を除き、お客様は ITS の提供を受ける権利を第三者に譲渡することはできないものとします。

### 第 14 条（禁止事項）

お客様は ITS の利用にあつて、以下の行為を行わないものとします。

- 第三者もしくは当社の著作権もしくはその他の権利を侵害する行為、またはこれらを侵害するおそれのある行為。
- 第三者もしくは当社の財産もしくはプライバシーを侵害する行為、またはこれらを侵害するおそれのある行為。
- 上記のほか、第三者もしくは当社に不利益または損害を与える行為、または与える恐れのある行為。
- 第三者または当社を誹謗中傷する行為。
- 公序良俗に反する行為、もしくはそのおそれがある当社が判断する行為、または公序良俗に反する情報を第三者に提供する行為。
- いたずら電話、もしくはストーカー行為（日本国のストーカー行為等の規制等に関する法律第 2 条に定義されるストーカー行為を指します）。
- 性風俗に関わる活動、宗教布教等に関わる活動や法律に違反する行為。
- ITS を再販売、賃貸するなど、ITS そのものを営利の目的とする行為。
- 無断複製（テキスト）を開設し、またはこれを勧誘する行為。
- 不特定多数にばらまく広告、宣伝、勧誘等や、詐欺まがいの情報、嫌悪感を抱く、もしくはそのおそれのある電話や伝言を第三者もしくは当社に対して送信する行為。
- なんらかの装置やソフトウェアを用いることによる自動的な通信、またはそれらを用いた連続する自動転送行為。
- 国内外の使用において、国内外の法令、当該国外の電気通信事業者が定める規約等に反する行為。

### 第 15 条（営業秘密等の漏洩の禁止）

- お客様及び当社は、お互いの事業に関する技術上または営業上の情報であつて公然と発信されていないもの又は第三者に関する情報（以下「非公開情報」といひます）を入力したときは、当社がこれを秘密として管理しているかどうかに関わらず、その非公開情報を第三者に存存もしくは内容を漏らし、またはこれを密用してはなりません。
- 前項の規定は、本契約の終了後もこれを適用するものとします。
- お客様及び当社は、本契約の終了時までに、その保有する非公開情報を完全に消去しなければなりません。完全に消去することできない場合は当社に申し出て下さい。
- 非公開情報の開示と報告：捜査機関（警察・公安）が裁判所の発する令状に基づき、強制捜査を行う場合、お客様の非公開情報等を開示する要請があった場合は、当社はこれに全面的に協力し、そのお客様の非公開情報や通信記録を捜査機関に開示報告いたします。また、当社の ITS を利用し刑罰法規に違反している行為を発見した場合は直ちに通報いたします。

### 第 16 条（当社からの連絡）

- お客様は、当社から電子メール、郵便またはファックス等で送った連絡の内容をよく読み、不明な点があるときは、当社に問い合わせてください。
- 当社は、前項の連絡の内容をお客さまが理解しているものとして ITS の提供および本契約に関するその他の事務を行います。当社は、このことによつてお客様に生じた損害について、一切の責任を負いません。

### 第 17 条（変更の届出）

- 第 2 条所定の本契約の申し込みに関して申込書に記入した事項について変更があったときは、その旨および変更の内容を速やかに当社に届け出てください。この変更の届出は、当社が別段定める方法によりこれを行ってください。
- 当社は、前項の届出が当社に到達後 3 日以内に変更手続きを完了しますが変更手続き完了前は変更のないものとして ITS の提供及び本契約に関するその他の事務を行います。当社は、このことによつてお客様に生じた損害について、一切の責任を負いません。
- 前 2 項の規定は、本条により当社に届け出た事項についてさらに変更があった場合にこれを準用します。
- 本条第 1 項および第 2 項の規定は、相続または合併により本契約に基づくお客様の地位の継承があった場合にこれを準用します。この場合には、本契約にもとづきお客様が地位を承継した方が、本条において定める変更の届出を行ってください。

### 第 18 条（ITS の利用に関する規則）

- 当社は、ITS の利用に際してお客様が遵守すべき事項を明らかにするために、当規約とは別に予告なく ITS の利用に関する規則を定める場合があります。
- 当社は、前項により定める規則の内容を予告なく改定する場合があります。改定された規則の内容は、郵便又は当社のウェブサイトへの掲載その他適切な方法でお客様にお知らせします。
- お客様は、この ITS 利用規約のほか、本条にもとづいて当社が定める規則について承諾の上遵守してください。

### 第 19 条（ITS 提供の停止）

- 当社が、お客様について第 31 条の各項に掲げるいずれかの事由があるときは、直ちに無償でそのお客様の対する ITS の提供を停止することができます。
- お客様は、前項により当社がお客さまに対する ITS の提供を停止した場合であっても、既に当社に支払ったその間の分の所定の料金などの償還を受けることはできません。
- 当社は、本条第 1 項にもとづいて当社が ITS の提供を停止したことによりお客様に生じた損害について、一切の責任を負いません。

### 第 20 条（ITS 提供の中止）

- 当社は、法令または行政指導により ITS の提供が禁止される場合には、事前に告知することなく、直ちに ITS の提供を終了する場合があります。当社は、原因の如何を問わず業務上の都合により、お客様に対して現に提供している ITS の全部または一部を廃止することができます。
- 当社は、本条第 1 項において定める ITS の廃止によりお客様または第三者に生じた損害について、一切の責任を負いません。

### 第 21 条（免責・不担保特約）

- 当社は、当社提携事業者が提供する通信端末機器、サービスおよび情報に関する、いかなる保証もしません。また、当社提携事業者が提供する通信端末機器、サービスおよび情報については、その完全性、正確性、確実性、有用性などにつき、いかなる保証もしません。
- お客様または第三者が国外での使用によつて不具合が生じた場合において、そのいかなる場合においても保証いたしません。
- 当社は、前項各号に掲げる事由によるものほか、ITS 自体により成りはいはこれに関連してお客様または第三者に生じた損害について、当社の過失の有無やその程度に関わらず、一切の責任を負いません。
- 当社は、お客様が、当社提携事業者が提供する通信端末機器、サービスまたは情報を利用したことに伴って、お客様と当社提携事業者との間に紛争が生じた場合において、一切の責任を負いません。また、一切の費用または損害賠償を負担することはないものとします。
- 当社は、利用者が ITS 専用の電話番号を本来的に利用することができなかつたことにより生じた損害について、その原因の如何を問わず、利用者に対して一切の費用または損害賠償を負担することはないものとし、利用者はこれを受め承諾するものとします。

### 第 22 条（機器トラブルの対応・保障について）

お客様が当社よりご購入した通信端末機器について 1 年間機械保証し、保障期間中に故障が発生した場合は、当社は機械を無料修理或いは交換します。但し、お客様の故意または過失などの賠償事由により生じた不具合が発生した場合は修理或いは交換は有償となります。

## 第三章 料金

### 第 23 条（料金の種類等）

- お客様は、月額料金を別表に従つて当社に支払うものとします。
- 当社が定める定期料金適用地域への通話料金については定期料金とするものとし、それ以外の地域への通話料金は定期料金に加えて上記の別表により地域

毎に定められた従量課金の対象となります。

- 銀行振込手数料および料金の払込に際して生じるその他の費用については、お客様がこれらを負担するものとします。＊クレジットカードは手数料は弊社が負担いたします。
- 本条の規定は、第 6 条 2 項により本契約が更新される場合にこれを準用します。
- 当社または当社提携事業者は、サービス料金のうち、月額の定期料金または月額従量制料金についての価格変更は随時行うことができるものとします。
- 当社は、既存の特定のサービスプランとは別に新たに設ける特定のサービスプランを利用するお客様について、追加利用料金を当社に支払うべき旨を定める場合があります。この場合、お客様がこの支払に応じる旨の承諾をなした上で万一お客様が期限までに利用料金を支払われない場合は、その期限の翌日から完了に対して年 14.5% の割合により遅延損害金を当社に支払うものとなります。
- お客様は、ITS の提供に係る消費増税負担を負担するものとします。
- 当社は、消費税相当額の計算において、その計算結果に 1 円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。

### 第 24 条（料金の制度）

- 当社は、前条において規定するすべての料金について、あらかじめその価格を定め、当社ウェブサイト掲載その他適当な方法でこれをお客さまに知らせます。
- ITS 専用電話番号へ発信した利用者から海外の相手先までの利用料金は、当社ウェブサイト記載のものとなります。
- 利用者から専用電話番号への国内通話料金は、発信電話機所有者の負担となります。
- 海外の電気通信事業者の通信状況や音質等の問題を原因として会話ができない場合ならびに海外の回線の不良状態等と相手先へ繋がらない場合であっても、ITS 専用電話番号までの国内通話料金は課金されますが、当社がその賠償に充当することはありません。
- 着信者が電話機を使用する対地国における特有の着信料金は、着信者の負担となります。
- 当社は、外国又は国内の電気通信事業者等の経済事情の変化または ITS の使用回線の価格変動等により料金を変更することがあります。その場合、利用者による実施一週間前までに当社が提供する第 1 項の手段を通じた詳細を通知いたします。但し、前払頂いた当月分の料金につきましては、価格変更の対象とはなりません。

### 第 25 条（料金の支払方法）

- お客様は、本契約の申し込みの際に第 2 条にもとづいて料金の支払方法として次の各号のいずれかを選ぶものとします。
  - クレジットカード
  - お客様の銀行預金口座からの自動引落
  - 銀行振込み
  - プリペイド決済
- 料金の支払方法としてクレジットカードを選ぶ場合には、本契約の申込の際に、その利用するクレジットカード会社、カード番号、名義、有効期限等、お客様のクレジットカードに関する事項を当社ウェブサイト上に設置された申込フォームまたは申込書の所定の欄に入力または記入してください。
- 料金の支払方法としてお客様の銀行預金口座から自動引落を選択する場合には、本契約の申込の際に、その利用する預金口座の名義、銀行預金口座の別、銀行名、支店名、預金の種類および口座番号を申込フォームまたは申込書の所定の欄に入力または記入してください。
- サービスプランまたは第 6 条において定める本契約の存続期間により本条第 1 項各号の支払方法を利用することのできない場合があります。それらの支払方法を利用することのできない場合は、当社のウェブサイトへの掲載等、適当な方法でこれをお客さまに知らせしますので、それ以外の支払方法で支払ってください。
- 当社は、特定のお客様について、本条第 1 項各号の支払方法と異なる支払方法を定める場合があります。

### 第 26 条（料金の支払時期）

月額従量課金制利用料金は、別途定める特定日を締め日として翌 25 日における後払いとし、それ以外の料金は、いずれもこれを前払いとします。

## 第四章 本契約の更新および終了等

### 第 27 条（契約開始と終了）

- サービス利用の開始日は正式申込受理後 3 営業日以内となり、その当初の利用可能日が 1 ヶ月に満たない場合も 1 ヶ月として取り扱います。
- サービス開始月の月額定額制利用料金は、先払いにてご請求させていただきます。
- お客様は第 30 条に基づいて契約解除手続きを完了をもって、契約終了と扱います。

### 第 28 条（お客様まからの行う解除）

- お客様は、前条の定めるサービス開始日から何時でも本契約の解除を通知することができます。
- 前項の解除権を行使する場合には、期間満了日の 1 ヶ月前までに書面または当社ウェブサイト上に設置された解約フォームまたは電子メールにより当社に対して解除の通知を行わなければなりません。当社の定める方式に従わない場合には、解除の効果は生じません。
- お客様が本条において定める解除を行ったときは、その本契約は、その解除通知到達の日から 1 ヶ月を経過した直近の期間満了日である 25 日の経過を以つて終了するものとします。
- お客様は、契約期間 1 ヶ月に満たない時期に途中で本条において本条の契約解除の通知により、ITS を使用しない場合であっても、当社に支払うべき未済の契約満了日までの間の所定の料金等の全部または一部の償還を受けることはできません。

### 第 29 条（当社からの行う解除）

- 当社は、お客様について次の各号に掲げるいずれかの事由があるときは、直ちに無償で本契約の解除を行うことができます。
  - お客様が、当規約の定める義務に違反した場合。
  - お客様が所定の期間内に料金を支払わない場合。
  - お客様が所定の業務上の義務上の支払のために当社に交付した手形、小切手が不渡りとなった場合。
  - お客様について破産手続きまたはその他の倒産手続が開始された場合。
  - お客様が、当社に対して虚偽の事実を申告した場合。
  - お客様が反社会的な団体である場合またはお客様が反社会的な団体の構成員である場合。
  - 前各号において定める場合のほか、当社が業務を行ううえで重大な支障がある場合または重大な支障の生じる恐れがある場合。
- 当社が前項において定める解除の手続を行ったときは、本契約は、その解除の通知がお客様に到達した日をもって終了するものとします。
- 当社は、第 1 項において定める解除を行った場合であっても、そのお客様に対する損害賠償請求権を失わないものとします。

## 第五章 紛争の解決等

### 第 30 条（準拠法）

本契約にもとづき権利および法律関係には、日本国の法令を適用するものとします。

### 第 31 条（紛争解決）

本契約にもとづき権利またはまたは法律関係について紛争が生じたときは、各当事者は、相互の協力の精神にもとづき誠実に解決のための努力をするものとします。協議による解決ができない場合、本契約に基づく訴訟については東京地方裁判所を第 1 審の専属裁判所とします。

## 第六章 当規約の改定

### 第 32 条（当規約の改定）

当社は、当規約の内容を改定することがあり、お客様は予めこれに同意するものとします。その場合には、本契約の内容は、改定された当規約の実施の日から、改定された規約内容に従つて変更されるものとします。

附 則：この規約は 2008 年 8 月 8 日から専用電話番号利用者を対象とし実施します。この規約は変更される場合があり、最新の利用規約及び利用料金は、下記 Web サイトで告知し、これを優先いたします。

Telink 国際電話サービス ウェブサイト <http://telink.jp>  
Telink 国際電話サービス 利用規約 <http://telink.jp/terms.html>

## 究極の国際電話！

テリンク

# Telink



### 世界18の国と地域 1分/1円：基本料金0円！



### 世界40の国と地域 月額3,900円でかけ放題！

**Point 1**

今お使いの固定電話・携帯電話から、そのまますぐに使えます。(工事等一切不要)

世界18の国と地域 基本料金 0円

**Point 2**

世界18の国と地域へ1分/1円基本料金0円で国際電話が可能。\*1

**Point 3**

月額3,900円で世界40の国と地域にかけ放題。\*1

世界40の国と地域 月額 かけ放題!!

**Point 4**

その他の国と地域へも究極の国際電話料金。\*2

Ultimate!

**Point 5**

基本料金も0円！たまにしか国際電話をしない方もご利用頂けます。

**Point 6**

IP電話ではありません。NTTやKDDIと同等の品質(PSTN)。ビジネスにも安心。

**Point 7**

使い方は簡単！お知らせした電話番号に電話するだけで国際電話がご利用可能。

**Point 8**

経費削減！企業の担当者様に報告です。

DOWN ¥

EASY!

- \*1 国内の弊社電話番号（アクセスポイント）まではお客様が現在使用している電話会社に料金をお支払いください。
- \*2 その他の国と地域の料金は裏面の料金表でご確認ください。通話料金は変更される可能性があります。最新情報はWebサイトの料金表が優先されますのでご確認ください。

## Plan B かけ放題対象世界40の国と地域一覧

|                       |                  |             |          |                      |                   |
|-----------------------|------------------|-------------|----------|----------------------|-------------------|
| Argentina             | アルゼンチン           | Greece      | ギリシャ     | Poland               | ポーランド             |
| Australia             | オーストラリア          | Guam        | グアム      | Portugal             | ポルトガル             |
| Austria               | オーストリア           | Hong Kong   | 香港       | Puerto Rico          | プエルトリコ            |
| Belgium               | ベルギー             | Hungary     | ハンガリー    | Russia-Moscow        | ロシア(モスクワ)         |
| Brazil-Belo Horizonte | ブラジル(ベロ・オリゾンテ)   | Ireland     | アイルランド   | Russia-St.Petersburg | ロシア(サンクトペテルブルク)   |
| Brazil-Rio De Janeiro | ブラジル(リオ・デ・ジャネイロ) | Israel      | イスラエル    | Singapore            | シンガポール            |
| Brazil-Sao Paulo      | ブラジル(サンパウロ)      | Italy       | イタリア     | Spain                | スペイン              |
| Canada                | カナダ              | Korea       | 韓国       | Sweden               | スウェーデン            |
| Chile-Santiago        | チリ(サンティアゴ)       | Luxembourg  | ルクセンブルグ  | Switzerland          | スイス               |
| China                 | 中国               | Malaysia    | マレーシア    | Taiwan               | 台湾                |
| Colombia-Bogota       | コロンビア(ボゴタ)       | Netherlands | オランダ     | Thailand             | タイ王国              |
| Denmark               | デンマーク            | New Zealand | ニュージーランド | United Kingdom       | イギリス              |
| France                | フランス             | Norway      | ノルウェー    | USA                  | アメリカ(アラスカ・ハワイを含む) |
| Germany               | ドイツ              | Peru-Lima   | ペルー(リマ)  | Vatican              | バチカン市国            |

「」のついている国と地域へは相手先が携帯電話の場合でもかけ放題が適用されます。上記以外へも究極の国際電話料金です。

### ■今お使いの携帯電話から…

- 自分の携帯電話の番号を登録
- 指定された電話番号へ電話する
- ガイダンスに従ってダイヤルするだけ
- 時間を気にすることなく国際電話を楽しみましょう!

申し込みフォームに記入するだけ！  
\*住所・氏名  
\*通話先  
\*クレジットカード情報など

Telink専用ダイヤルへ発信するだけでダイヤル！  
電話番号(アメリカ)  
相手先電話番号

究極の国際電話をお楽しみください

### ■今お使いの固定電話やビジネスホンから…

- 自分の固定電話の番号を登録
- 指定された電話番号へ電話する
- ガイダンスに従ってダイヤルするだけ
- 時間を気にすることなく国際電話を楽しみましょう!

申し込みフォームに記入するだけ！  
\*住所・氏名  
\*通話先  
\*クレジットカード情報など

Telink専用ダイヤルへ発信するだけでダイヤル！  
電話番号(アメリカ)  
相手先電話番号

究極の国際電話をお楽しみください

# コスト削減

究極の国際電話！

テリンク

# Telink

### 世界18の国と地域 1分/1円：基本料金0円！

### 世界40の国と地域 月額3,900円でかけ放題！

**Point 1**

今お使いの固定電話・携帯電話から、そのまますぐに使えます。(工事等一切不要)

世界18の国と地域 基本料金 0円

**Point 2**

世界18の国と地域へ1分/1円基本料金0円で国際電話が可能。\*1

**Point 3**

月額3,900円で世界40の国と地域にかけ放題。\*1

世界40の国と地域 月額 かけ放題!!

**Point 4**

その他の国と地域へも究極の国際電話料金。\*2

Ultimate!

Net293株式会社  
〒150-0012 東京都渋谷区広尾5-19-14-2F  
TEL:03-5789-0293 FAX:03-5789-0295  
webからの申し込みはこちらから

# http://telink.jp

